○留置施設に留置している被留置者の実費弁償の手続について（例規通達）

平成19年５月24日

鳥会例規第３号・鳥務例規第11号

注　令和８年７月から改正経過を注記した。

各所属長

対号　昭和40年12月28日付け鳥会発第569号　代用監獄に拘禁または留置している者の実費弁償の手続きについて（例規）

留置施設に留置している者の実費弁償の手続については､対号例規通達により実施してきたところであるが、この度、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の施行に伴い、新たに下記のとおり制定し、平成19年６月１日から施行することとしたので、その取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、平成19年５月31日限り廃止する。

記

１　制定の趣旨

留置施設に留置した被留置者に要する費用については、警察において支弁し、事後、刑事施設の長から実費償還されることとなるので､その手続について定めようとするものである。

２　償還請求手続

⑴　３に規定する対象者を留置した警察署長は、被留置者費請求明細書（様式第１号）により､当月分の留置状況を翌月５日までに警務部会計課長（以下「会計課長」という。）へ報告するものとする。

⑵　会計課長は、留置施設被留置者費償還請求書（様式第２号）により、⑴の報告を基に算出した費用を、原則翌月10日までに刑事施設の長に請求するものとする。

３　刑事施設の長より実費償還される対象者

勾留状により留置施設に勾留されている被告人及び被疑者

４　被留置者費請求明細書の記載要領

⑴　請求日数

勾留状の執行日を初日として算入し､留置施設を出場した日は算入しないものとする。ただし､既に勾留状が執行されている被告人及び被疑者が入場する場合は、留置施設に入場した日を初日として算入するものとする。

⑵　出場年月日

移送・釈放の区分を付けるものとする。

5　細部事項

この例規通達に定めるもののほか、償還請求の手続に必要な細部事項は、別に定める。

様式第1号

会　発　第　号
年　月　日

会 計 課 長　殿

警 察 署 長

被留置者費請求明細書

月分　　警 察 署

入場 年月日	勾留状執行 年月日	出場 年月日	請求 日数	氏名	執行 署名	備考
合計						

様式第２号

留置施設被留置者費償還請求書

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ただし、　　年　　月分として

署名	延日数	日額（円）	金額（円）	備考
計				

上記のとおり請求します

年　　月　　日

鳥取県知事

様

様式第１号

（令８鳥会例規２・全改）

様式第２号